

## 寛永期における代官の恣意抑制について

播 磨 定 男

### まえがき

幕藩領国体制の確立とともに設定拡大された幕府直轄領が、その物質的基礎として一元的領有知行形態を形成するために、幕府財政地方機構面においては寛永一九年に勘定頭が設置<sup>①</sup>されて漸次その権限の拡大がもたらされたが、こうした云わば地方支配の上部機構の整備確立と併行して貢租賦課の対象たる農民支配の面においてもその政策が、寛永期において次第に強化されことを指摘し得る。

周知の如く、寛永二〇年三月の田畑永代売買の禁止とその罰則規定、同年八月の米作以外の田畑作付の禁止、慶安二年の御触書、寛文一三年の田畑分割の制限等々の寛永期を起点とするこれら幕府法令は、封建貢

租たる生産物地代を確保するためにその基礎である田畑の細分化と小農民の分解を阻止しようとする意図の具体化であるが、幕府はこれらの法令に先立ってこの期の農民支配に対する統一的法令とも云うべき「郷村諸法度」を屢々発布しているので、先ずこれらによってその基本的姿勢をみることにしたい。

寛永一〇年七月一九日の法令<sup>②</sup>は翌八月一三日に「公事裁許定<sup>③</sup>」として整備し公布されたものであるが、これには

一、御代官所・給人方町人・百姓自安之事、其所之奉行  
人・代官并給人等之勘可<sup>④</sup>受<sup>⑤</sup>之、若其勘非分有<sup>⑥</sup>之は、  
於<sup>⑦</sup>三江戸<sup>⑧</sup>可<sup>⑨</sup>申<sup>⑩</sup>之、奉行人・代官・給人等え不<sup>⑪</sup>断<sup>⑫</sup>訴  
申族は、雖<sup>⑬</sup>有理<sup>⑭</sup>、不<sup>⑮</sup>可<sup>⑯</sup>裁<sup>⑰</sup>許<sup>⑱</sup>事、

とあり、慶長八年の農民法令によって保障されていた

農民の地頭・代官に対する直目安は否定され、幕府の司法制度の体系的整備の中に組み込まれていった。

また同一四年一〇月二六日の九カ条からなる「覚<sup>(4)</sup>」では、

一、不審成ものに宿かすへからず、自然不知して借し、あやしき事あらは、縦親類・縁者たりと云とも、早々其所之庄屋・五人組迄有様に可<sub>レ</sub>申届<sub>二</sub>事、

一、郷中より奉公に出候とも、又商売に行候共、先之落着所を庄屋・五人組に知せ、罷越候様可<sub>レ</sub>申付<sub>二</sub>事、

と、農民の村外移動に対して制限を加えるとともに、庄屋・五人組による許可制をとったのである。

これらの事實は幕府が統一的農民支配を展開する当初において、その生産基礎をなす農民を土地に緊縛し封建貢租たる年貢・諸夫役を体制的に確保しようとする意図から出たものと考えられるが、しかし当時の農業生産が置かれた発達段階ではこれらの領主的意図を貫徹するための基本要件を欠いていた。

同九年に始まる全国的な慢性的凶作は近世初期検地によって創出された未だ自立経営能力を十分にもたな

い小農の未進を招き、年季奉公、質地、逃散等の解体没落の様相を呈せしめたことである。

従ってこれらの事態に対応する幕府領主側の政策は、諸種の封建的統制を強化し個々の百姓経営延いてはその生活にまで干渉と規制を加えてその維持固定化をはかるとともに、彼等小農を農業生産に専念せしめる社会的諸条件を制度的に整備することが必要であった。

この前者に相当するのが前に掲げた田畑永代売買の禁止令以下の年貢未進防止策であり、後者は従来からの用水開き、新田開発等による勸農策と、当初から地方支配を担当してきた代官の給人的恣意<sup>(5)</sup>の抑制であり、大庄屋制採用等に見られる幕府農政の縦断的组织機構の成立も実はこの後者の政策裡にその起点が求められるのである。

従って本稿では幕府農民支配の直接の推進者であった代官の存在形態の分析を通じて、幕藩領国体制下における領主的土地所有の貫徹の経過を主に地方支配機構との関連からみることにしたい。

ところで代官は既に関東入部以前から地方支配の担

当官として設置され、開幕後は既述の如く幕領の拡大とともに全国各地に派遣されたが、彼等の支配地における存在は単に貢租徴収官としてばかりでなく自ら知行地を領有し陣屋支配をも行つたから一般給人の知行形態と何等変るところがなかつた<sup>(4)</sup>。

当時の幕府法令が給人(地頭)と代官を並記しているのもこうした知行形態の同一的事実に立脚したものと考えられるが、更に具体例で云えば関東入部の直後代官頭として活躍した大久保長安、伊奈忠次、彦坂元成などの陣屋はいずれも関東の支配地域内に存在しており<sup>(5)</sup>、配下の複数の代官を指揮して検地、知行割等を行うと同時に幕府財政面をも担当するなど彼等の業務は幕政全般に及んでいる。

彼等の死後は幕府職制の全般的な整備に併行してその財政的任務は新たに設置された勘定頭が担当し、勘定機構の中に吸収されていったが、彼等の本来的な職務たる幕領の支配はその配下にあった各代官に受け継がれ、陣屋支配方式もそのまま継続されており、他の幕領においても陣屋を中心とした支配形態がとられる

のが通例であつた。

従つてこれの必然的帰結として支配農民に対しては領主裁判権や警察権をもつとともに、諸種の封建貢租の徴収とそれを可能にするための自然的・社会的環境の整備を主要な任務としていたことは云うまでもない<sup>(6)</sup>。

特に近世初期における検地の施行は、それまで広汎に存在していた中世的名主百姓経営を分解して既得の中間収奪部分を吸収する、所謂年貢増徴を目的としたものであつたから、こゝから結果し新たに創出される中小農民の百姓経営を維持し自立化させることは幕府をはじめ封建領主の至上命令であり、従つてこの地方支配に当る代官の役割が次第に重要性をもつに至つたことは勿論である。

近世初頭に活躍した各代官が封建領主の意図を直接に推進するために、各地で土木事業や用水開さく等の事業を盛んに行い、また年貢増徴のため新田開発などの課租地の開拓に努めたことは枚挙にいとまがない。しかし、こうした趨勢は地方支配における代官の存

在を一層強固なものにし、次第にその恣意性を助長する結果になったことも事実である。

天正一十七年に発布された七カ条の「定書<sup>9)</sup>」には、

一、地頭百姓等雇事、年中三十日充、并代官請三日宛、  
為<sub>二</sub>家別<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>出<sub>レ</sub>之、

とあって、地頭・代官による支配地農民の使役日数の制限を規定しているが、この種の法令は各藩においても存在する。

例えば慶長一四年津の藤堂藩において発布された「定条々<sup>10)</sup>」には

一、百姓之外家数改渡候上ハ、其給人百姓悪敷仕、走ら  
せ候ハ、可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>曲事候事、

一、普請有之時ハ、応其日数、夫役五百石に一人あて可<sub>レ</sub>  
召具、但普請無之時は、一切遣候儀停止之事、

とあり、夫役の徴収は普請のある場合に限り高五〇〇石に付一人の割合で、普請日数に応じて認められると云うように、給人・代官の夫役徴収に対してはこれを賦課対象と数量の面から予め制限を加えているのである<sup>11)</sup>。

#### 四

かゝる封建領主の制限措置が彼等の貢租基盤である百姓の没落・逃散を防止しようとする配慮から出たことは、「其給人百姓悪敷仕、走らせ候ハ、」と云う言葉に最も鮮明に示されている。

更に慶長八年二七日付の幕令<sup>12)</sup>は右の趣旨を一層発展させて、代官の地方支配から帰結する恣意性を抑制するためにその配下の百姓に直目安と立退を許した開幕後最初に出された法令である。

一、御料并私領百姓之事、其代官・領主依<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>非分<sub>一</sub>所  
を立退候付而ハ、縦其主より相届候とても、猥に不<sub>レ</sub>

可<sub>二</sub>婦付<sub>一</sub>事、

一、年貢未進等有<sub>レ</sub>之者、隣郷之取を以<sub>於</sub>奉行所<sub>二</sub>互<sub>二</sub>  
出入令<sub>一</sub>勘定相済候上、何方に成共可<sub>レ</sub>住居事、

一、御代官衆之儀非分於<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之ハ、届なし<sub>二</sub>直目安可<sub>二</sub>  
申上<sub>一</sub>事、

一、百姓をむさと殺候事御停止なり、縦雖<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>科擲<sub>一</sub>捕  
之、於<sub>二</sub>奉行所<sub>一</sub>対決之上可<sub>レ</sub>申付<sub>二</sub>事、

即ち、地頭・代官と対抗関係にある農民の側に非法の際の直目安を許し、その恣意的支配の排除と中間収

奪を否定しているところにこの法令のもつ意義があるが、前の法令同様年貢・諸夫役の基礎を当時の中小農経営に置いた幕府が、検地を通じて自立化の方向を示されたとは云え未だ恒常的な安定生産を保障し得ず、従って地頭・代官の恣意的な支配を制限することによってその分解・没落を阻止する必要があったのである。

(注)

- (1) 『大猷院殿御実紀』卷五十一（『国史大系』第四十巻、二八四頁）。尚、勘定頭の設置については後述。
- (2) 『武家殿制録』三三六号（『近世農政史料集』一江戸法令上、一四頁）。
- (3) 『御当家令条』五一八号（『近世農政史料集』一江戸法令上、一五頁）。
- (4) 『御当家令条』二七七号、『徳川禁令考』二七八〇号（『近世農政史料集』一江戸幕府法令上、一六一—一七頁）。
- (5) 安良城盛昭氏は、近世初期における幕府及び各大名の封建領主が封建貢租を確保するために、給人・代官による百姓没落に至るような恣意的搾取を精力的に制限していることを幕令・藩令を用いて指摘している。（同氏著『幕藩体制社会の成立と構造』七一—七九頁参照）。
- (6) 北島正元著『江戸幕府の権力構造』三三九頁。
- (7) 主な代官陣屋は、伊奈忠次が武州足立郡小室村に、大

久保長安は同多摩郡八王子横山（小門宿）、彦坂元正は相州鎌倉郡岡津村に各々存在していた。（村上直氏「関東幕藩における八王子代官」『日本歴史』一六八号）。

(8) 村上直氏「初期関東幕藩における在地支配（上）——伊奈郡代の開発地域を中心に——」（『日本歴史』一八四号）。

- (9) 『仁藤文書』（中村孝也著『徳川家康文書の研究』上巻、七三六—七三七頁）。
- (10) 『宗国史』下巻、五九九頁。
- (11) 安良城氏、前掲書、七一頁。
- (12) 『御当家令条』二七三号、『徳川禁令考』二七七五号（『近世農政史料集』一江戸幕府法令上、一頁）。

### 一、代官の恣意抑制

こうした農民の保護政策とも云うべきものが、寛永期の幕藩領国体制の確立に伴って農民は弾劾権を否定され、その支配においても全般的に強化策がとられたことは前に述べたが、このことはこれまで否定的傾向にあった地頭・代官の諸種の権限を肯定すべく政策転換がなされたことを意味しない。

「事実は今全く逆で、農民を土地に緊縛させてその経営維持をはかると同時に地頭・代官に対してはこれまでのように下からの農民弾劾権による恣意掣肘ではなしに、地頭・代官が本来的に所有している給人的側面を払拭することによって苛政を排除する政策がとられるのである。

例えば、寛永一九年の五月二六日付「寛<sup>①</sup>」は

一、当年は大切之年ニ候、弥百姓むさと遺候ハぬやうに可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>申付<sup>ニ</sup>候、不<sup>レ</sup>叶御用之儀於<sup>レ</sup>在<sup>ニ</sup>之は、手形を出し遣、早々埒明、百姓迷惑不<sup>レ</sup>致候様ニ、物毎可<sup>レ</sup>被<sup>ニ</sup>申付<sup>ニ</sup>候事、

と、連年の凶作による百姓使役の制限を記し、他の条項においては生活全般の細い規定を令しているが、同年十一月の農民法令<sup>②</sup>においても

一、当年作毛不<sup>レ</sup>損亡<sup>ニ</sup>所百姓申掠、年貢等於<sup>レ</sup>令<sup>ニ</sup>難<sup>レ</sup>渡<sup>ニ</sup>は、急度曲事可<sup>レ</sup>申付<sup>ニ</sup>之、又地頭等非分於<sup>ニ</sup>申掛<sup>ニ</sup>は、是又可<sup>レ</sup>為<sup>ニ</sup>曲事<sup>ニ</sup>之由、惣物頭え上意之旨被<sup>レ</sup>伝<sup>ニ</sup>之、

と、この頃頻発される農民法令には地頭・代官の恣意を抑制する文面が必ずと云ってよい程見受けられる。

しかしこうした努力にも拘らず彼等の権限を抑制する上に余り効果がなかったことは、この後の同二一年正月一日に勘定頭から上方及び関東の各代官に宛た「寛<sup>③</sup>」で、代官の地方支配の具体的内容が一つ／＼と上げられこれに規制が加えられていることによつて知れるのである。

この法令は全一八カ条よりなっているが、これを地方支配の内容ごとに各条項を分けて述べると、先ず、

一、御代官所之内え、私のかしもの・諸商売停止事、  
一、御代官所にて手作無用事、但新田ひらき候場は、御勘定所え断、其上可<sup>ニ</sup>申付<sup>ニ</sup>事、

の二条は禁止条項で、ともに領内での貸借・商売と代官手作の禁止を規定しているが、これは前の陣屋支配に伴う百姓夫役の日数制限から更に発展して、陣屋支配それ自体の内容に立入り、その商行為や代官直管地を禁止否定したものである。

地頭・代官の恣意性を生む根源がその陣屋支配にあることは既に述べたが、これを規制するためには外部的な支配統制だけでは有効な手段とは成り得ず、従つ

て陣屋支配の内部からその一部否定を通じて彼等の恣意を制限しようとしたのである。

代官手作を禁止する理由は、配下の百姓夫役を加重にしその結果は百姓経営を悪化させると云う考え方によるものであるが、しかし代官が手作をする場合は百姓保有地のうち特に良田をこれに当てるため<sup>(4)</sup>その百姓は二重の迷惑を蒙ることになるのである。

百姓経営の維持とそれによる生産物地代の安定的確保を第一義とする幕初以来の農政方針を堅持する限り、代官の中間収奪的要素は否定されねばならないが、最後の但書においては新田開発の際に限りこれを認めるとしている。

これは封建領主の積極的な課租地の開拓を現地で推進した各代官が、その一部を自己の手作地として設定していった事実を証するものであるが、それと同時にこれを公認している上部権力は代官の私的収奪よりも年貢の確保増大を優先させるといふ、この期の為政者の基本的姿勢を如実に示している。

次の二条項は代官の徴租行為に伴う不正の原因を排

除するためにとられた処置である。

一、関東方口米は、納三斗七升入壹俵に付壹升宛、口銭は永百文ニ付三文宛、上方分は壹石ニ付三升宛也、御定之外不可取事、

一、郷中ニテ諸役入用之儀、惣百姓立合、小帳を作り、加判を致置、其帳のとちめく<sup>(5)</sup>に手代押切印判を仕、重て出入無之様ニ可申付事、

口米・口永等の本年貢に対する付加税の規定は既に元和二年の「条々<sup>(6)</sup>」において、

一、年貢米升目之事、当納より、壹俵ニ付三斗七升ニ金を払、可相納事、

一、年貢米壹俵ニ付、口米・目こほれ壹升宛可納事、

一、錢方ハ、永樂百文之積ニ付、三文宛之積リニ口銭可<sup>(7)</sup>收納事、

と、年貢米一俵（三斗七升入）に付口米・目こほれ米共に壹升宛とし、口永は百文に付三文宛と規定していたのを、こゝでは米納の場合は口米だけに統一して一俵に付一升宛、上方は一石に付三升宛と定め、口永は元和の規定をそのまま認めている。

口米・口永は代官所の諸費用に宛てられるが、右法

令において「御定之外不可取事」と強調し、既に元和二年においてその先例が見られることはこの部分において最も代官の恣意的行為が発揮されたためである。

従って幕府がこの期における代官の恣意を抑制するために、前の代官手作による百姓諸夫役の徴収を禁止するという労働地代面からの規制措置がとられるだけでなしに、封建貢租の主要部分たる米納生産物地代の面において先ず地頭・代官等のとり得る一定の枠を数量的に制限し、それ以上の農民に対する過重なる収奪がなされないようこれを法的に規制する必要があるためである。

口米・口永等の付加税の公定化はかゝる配慮からなされたが、前法令からも明らかなように上方と関東ではその賦課方法が違うため代官の取得する額に相当の差が生じた。

時代は下るが享保年間に代官を勤めた小宮山奎之進の著『地方問答書』によると、上方、関東両代官の支配地高を各一萬石とした場合、こゝからの取米は免四ツとして米四千石になるが、関東の場合は畑地が多

いから今これを半分として計算すると米二千石、永百六十一貫文となる。(口永一貫文を米一石二斗五升として換算)

これに対する両者の口米の取分は、前者が米百二十石であるのに対し、後者は米五十七石一斗四升程と永四貫八百文で、これを金額に換算すると前者が百三十六兩余、後者は六十九兩一分二朱余となり、上方代官の口米取分の方が六十六兩余も多くなる。

右の計算は上方・関東ともに同一の年貢率にして比較した場合であるが、実際は関東の百姓経営は上方のそれに比べ生産性も低く従ってその年貢率ももっと低い上に、畑地が約八割程も占めていたから、関東の代官の口米取得分はもっとこれより少く全般的に不利であった。

従って彼は代官の立場から次の様に主張するのである。

初而御代官被<sub>レ</sub>仰付<sub>二</sub>候面々、関東にて四五万石宛被<sub>レ</sub>付候、此口米大積壹万石五拾兩之積にして、五万石にて式百五拾兩にて御座候、先つ手代五万石にて何と簡略仕

候ても八九人者入可<sub>レ</sub>申候、此外御役被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候砌、手代  
 長屋之普請御用に付諸道具調候類、其身之本禄より物入  
 多御座候、(中略)如<sub>レ</sub>此之事とも<sub>二</sub>御座候得者、御代  
 官之引負不<sub>レ</sub>私事多御座候、誰に仕候ても五六万石之高  
 にて関東被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候得者、初年より不足仕候<sup>(5)</sup>。

関東の代官が五、六万石の支配地高をもつていても  
 口米収入だけでは代官所費用を賄い切れず、その初年  
 度から負金の出ることを訴えているが、かゝる状況下  
 におかれた各代官がその任務遂行に伴つてこれまでに  
 述べた分野以外にも、規定外の恣意を農民に強要した  
 ことは想像に難くない。

例えば前の寛永二一年の「覚<sup>(6)</sup>」にある次の条項は、  
 年貢納入の際の公正と代官手作による農耕夫役以外の  
 普請役・伝馬役等の徴収について、これが加重され、  
 ば農業生産に与える影響が甚大であるところからこれ  
 を規定したものである。

- 一、御年貢米入<sub>レ</sub>念、升目高下無<sub>レ</sub>之様可<sub>二</sub>申付<sub>一</sub>事、
- 一、御代官所之人馬入候時ハ、御用之品々書<sub>三</sub>注<sub>二</sub>之<sub>一</sub>、手  
 形を出し、つかひ可<sub>レ</sub>申事、

一、御代官所中公事有<sub>レ</sub>之時ハ、能々致<sub>二</sub>穿鑿<sub>一</sub>、濟候儀  
 は勿論可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>申<sub>一</sub>付<sub>二</sub>之<sub>一</sub>、若落着難<sub>レ</sub>仕儀は、証文証拠  
 取集、雙方奉行所え指越可<sub>レ</sub>申事、

代官の公的立場を利用しての夫役加重を規制するこ  
 とも然る事ながら、彼等が代官所経費の不足を理由と  
 してとつた常套手段は年貢米の一時的な流用であり、  
 これが度重なると不正を誘発することになるからこれ  
 に対して何等かの策が講じられねばならない。

右同法令には代官手作の禁止に続けて、

- 一、御年貢米下知なくして、其所ニて払申間敷事、
- と、代官の年貢米の地方払についてこれを規制する条  
 項が設けられている。

普通幕領から上納される年貢米は村単位に徴収され、  
 陸路や河川等を利用して江戸・大坂等に廻送される  
 が<sup>(7)</sup>、幕府勘定方役人に引き渡される前は代官の預り  
 蔵に保管されているからこの流用は容易になされ翌  
 年三月の決算期に年貢滞納という事態が生ずることも  
 止むを得ない。

幕府は元和五年三月に諸国の代官や知行主に対し

一年の賦税会計の事、其地により明春までに皆済すべし、旧代官旧邑主の通債は新代官新邑主殿に査核し取立て上納すべし<sup>(10)</sup>。

と、年貢米の年度内皆済を督促し、その後の代官宛法令でもこれと同類の条項を掲げているが、しかし現実的にはこの法令の対象たる代官の側にそれを遵守するだけの条件が充されない限り實際的效果は生れず、一片の空文とならざるを得ない。

初期代官の手作経営は彼等の年貢請負人の性格から必然化する年貢完納のための補填地として、或は代官所諸経費の不足分を補給する意味から半ば公然視されてきたが<sup>(11)</sup>、年貢の地方払もこれと同様幕府の年貢増徴策を現地で推進する代官が各種土木工事や新田開発などの勸農における自然環境の整備を行うための公費として幕府から認められていたものである。

これが飢饉や天災による年貢の遅延の際に一時流用され、換金化される上で不正を招いた<sup>(12)</sup>め規制措置が講じられることになったが、年貢の地方払自体は代官の機能に付随する云わば必要悪であって、これを根本

的に変革するための有効な手段はこの期においては未だとられていない。

従って前の法令は地払を行う際には上の下知をもってするとうような甚だ不徹底なものになったのである。

(注)

- (1) 『御触書寛保集成』一三〇八号（『近世農政史料集』一 江戸幕府、二三一—二四頁）。
- (2) 『御触書寛保集成』一三七八号（『近世農政史料集』一 江戸幕府、二八頁）。
- (3) 『御当家令条』二八〇号（『近世農政史料集』一 江戸幕府、三三一—三四頁）。
- (4) 安良城氏はかゝる例証として、慶長一五年の大州藩令を掲げている。（同氏前掲書、七三頁）。
- (5) 『御当家令条』二七六号（『近世農政史料集』一 江戸幕府、七頁）。
- (6) 『近世地方経済史料』第八卷、三九三—四〇五頁。大石愼三郎著『享保改革の経済政策』九二頁。
- (7) 大石氏、前掲書、九四頁。
- (8) 注(6)参照。
- (9) 注(3)参照。
- (10) 村上直著『天領』八二頁。
- (11) 『台徳院殿御実紀』卷五十一（『国史大系』第三十九巻、

一六二頁)。  
 (四) 北島氏、前掲書、三五〇頁。

## 二、代官の封建地方官僚化

これまでの分析で明らかにした如く、幕府は封建貢租の基礎である百姓経営の維持安定を推進するために、代官の陣屋支配の内容を厳しく規制し彼等の農民に対する恣意的収奪の排除を行ったが、かゝる幕府の代官統制は彼等の給人的性格を払拭し単に地方支配を担う一行政官として幕府財政地方支配機構の末端に位置づけることを必然化した。

このことは前の代官宛法令が發布される二年前の寛永一九年に幕府財政と幕領の事務を統轄する勘定頭が設置されたこと、無関係ではない。

『大猷院殿御実紀』(巻五十一)には、この年の八月に酒井忠吉・杉浦正友の両名が「国用の事」の査検を、更にこの両名と曾根吉次・伊丹康勝の四名が「租税財穀出入の事」を各々命ぜられたことを記している

が、前の同二二年の上方及び関東の代官宛法令も右の四名連記で出されており、従って彼等が命ぜられた「租税財穀出入の事」とは全国幕領の徴税とその出納管理を指すものと考えられ、これが所謂勘定頭の設置である<sup>(5)</sup>。

ところが前の『大猷院殿御実紀』(巻十六)の寛永七年一二月の条<sup>(6)</sup>には

曾根源左衛門吉次東国を巡見し、関西洪水の地も巡見し、加恩ありて関東勘定頭になり、

と、曾根吉次が関東勘定頭に任ぜられたことを記し、また同史料の同二二年十一月一日の条<sup>(6)</sup>には

関東公料の地并に農民の訴訟は松平右衛門大夫正綱、伊丹播磨守康勝、伊奈半十郎忠治、大河内金兵衛久綱、曾根源左衛門吉次、五人一月づ、二番にして勤むべし、

と、松平正綱以下五名が二組に分れて月番制で関東の幕領の支配に当ることが明記されており、関東以外の幕領はこれに引続いて国郡奉行二名が任命され、三河を東西の境にしてこれより以西は市橋長政が、以東は小出三尹によって支配することになった<sup>(7)</sup>。

これらの事実は幕府勘定方の役割が幕領の全国的な拡大設定とともに増大し、同一九年の勘定頭の設置以前に既にその組織機構の整備がなされつゝあつたことを証するものである。

更に同一四年には関東勘定頭の曾根吉次が評定所へ出席することによつて、幕府職制上においても勘定方の地位は確定していったが、こうした幕府勘定方の上部機構の確立は、その配下にあつて現地支配を担当する代官に対し諸種の規制を強化することになつた。

同一五年一二月、幕府は勘定組頭を各々四名づゝ上方と関東に分けて会計の査検を命じているが<sup>(6)</sup>、それにも倍して彼等に直接の影響を及ぼしたのは前の国郡奉行の任命と、同一九年八月に設置された関東郡代伊奈忠治の存在である<sup>(7)</sup>。

彼等は幕府直属の吏僚として配下の代官を統轄しつゝその不正を監視する役割をもつていたことは、前の勘定頭の設置を記した同史料に

伊奈半十郎忠治今まで国用の事にあづかりしをゆるさ  
れ、今より後関東諸代官の得失を糺し、堤防修築の事勾

当すべしと仰付らる<sup>(8)</sup>。

とあることによつて知れる。

伊奈忠治は幕初に代官頭として活躍した父忠次の遺を継いで知行地七千余石を給され、武蔵国足立郡赤山に陣屋を構えたが、正保年間における彼の幕領の支配地は武蔵国二三郡のうち一六郡六五六カ村に及び、その石高総計は二七万石余にもなつて<sup>(9)</sup>いる。

彼は初めは幕領の現地支配を預かる一代官として存在したが、幕府の地方支配機構の整備に伴い寛永一九年以前に既に他代官の上位に置かれて幕府老中等の通達を直接うけ、彼を通じて他代官に周知徹底されるという、地方行政における縦の支配系統がとられている。例えば、寛永八年九月に武蔵国葛飾郡金町松戸関所に与えた老中よりの船渡に関する通達<sup>(10)</sup>によれば、

利根内河通、近郷之樵夫草かり耕作人之外、一切河向  
へ不可越、若往環之輩、狼に相渡にをいてハ、縦後日に  
聞え候共、其在所之者、曲事に被仰付へし、通り候者を  
とらへ差上候者、其人により御褒美之高下有之而急度可  
被下之、自然船場を出し可相通と申族あらハ、とらへを

き申上へし、金銀米錢何にても其約束之一倍可被下之旨候、右之趣御代官所中、堅可被申付者也

寛永八年

九月廿一日

出羽守

丹後守

大蔵少輔

伊賀守

信濃守

讃岐守

大炊頭

雅楽頭

伊奈半十郎殿

とあり、老中の船渡に関する通達を伊奈忠治が直接うけ、彼がこれを代官所中に伝えていることが窺知されるのである。

こうした在地史料にみられる幕領の支配系統とその中に占める伊奈氏（伊奈半十郎）の存在は、幕府の公記録である『大猷院殿御実紀』（卷三十二）の同一三年八月二三日の条に關東郡代伊奈半十郎忠治とあることと照応している。

即ち、此条（三）には

廿三日昨日は今年はじめて御狩ありしをもて、狩場にあづかるもがら、銀たまふこと差あり、關東郡代伊奈半十郎忠治は御狩場にて饗し奉りしにより、時服、羽織をくださる。

と記し、管見ではこれが關東郡代の初見であるが、次の同一四年八月九日の条（四）にも

城東浅草辺洪水、荒川、利根川秋漲さかんなるよし、郡代伊奈半十郎忠治注進し、駿府よりは七日の大風にて、城中の塀并民屋百三十軒余吹倒したるよし注進す。

とあつて、伊奈氏はこの頃既に關東郡代として他の關東幕領における代官を統轄するとともに、自らも直接支配地をもって地方支配に当るといふ二つの機能を果たしていたようである（五）。

既述の如く彼は同一二年に他の四名とともに關東幕領の支配を命ぜられており、この頃から伊奈氏の地方支配系統における実質的な地位は確定したと考えられるが、前の勘定頭と同様この頃においては未だその職名が定っておらず、この後の幕府勘定機構の整備確立と併行して次第に制度化されるとともにその機能も明

確化されるのが同一九年三月であると推定するのである。

かゝる幕領の統一的支配機構の成立は、配下の代官に対しこれまでの陣屋支配を内容面から厳しく規制を加えるとともにその支配地の調査報告を提出させ、これを基礎資料として年貢の未進計算や代官の任免を行うようになる。

幕府は同二二年二月に、諸国の代官を江戸に召集して老中よりその勤務内容について直接の諭告を行っているが<sup>44)</sup>、これと前後して発布された各代官宛の「覚<sup>45)</sup>」には

一、代官きりに、其代官所之人數帳を作り、順齋・源左衛門手前に可<sup>レ</sup>置事、

一、上方・関東共に、代官所に有<sup>レ</sup>之山林竹木草之類、

諸色書立させ可<sup>レ</sup>申事、

一、旱損・水損之事、

一、万事代官所之百姓つかひ候節、役之品々其所により、

品有体に書上させ可<sup>レ</sup>申事、

一、代官所之内百姓家居、其外いたみ候所、又ハ能所悪

所可<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>之間、其様子明細に書上させ可<sup>レ</sup>申事、と、各代官所毎に人別帳の作成を命じ、これを当時勘定頭であった伊丹順齋康勝、會根源左衛門吉次の手元へ提出を義務づけており、これは江戸幕府の全面的人別改では初見に属するものである。

また、代官の夫役徴収に対してはこれが加重されることよつて百姓没落に至る配慮からこれまでも制限を加えてきたが、ここではたとえ公役の場合でもその使用の際の内容の報告を命ずるなど、代官の恣意性を徹底的に排除しようとする幕府の強烈な意図が窺えるのである。

かくて代官は組織的には幕府の勘定方地方支配機構の中に組み入れられるとともに、諸規制措置がとられることよつてこれまでの給人的な恣意的性格を払拭され、ここに単に地方行政を担う封建官僚としてその存在を位置づけられるが、しかし彼等がその当初から幕府の封建地代収奪の代理人として存在したことの意義はこのことよつて少くとも薄らいだわけではない。

幕府にとっては自らの封建貢租の基盤である百姓の自立経営を維持するために、これと矛盾し没落せしめような代官の恣意的収奪を排除しようとしたのであって、農民に対する自己の「恣意」はそのまゝ継続しているのである。<sup>96)</sup>

従つて幕府は代官の給人的知行形態からもたらされる恣意的収奪を抑制するとともに、彼等を自らの恣意の代理人とする限り封建貢租の収奪において此後もその恣意の加わることを堪えず警戒せねばならないのである。

例えば、幕府は寛永一二年の「条々<sup>97)</sup>」において

一、知行所務諸色、相定まる年貢所当之外に非法をなし、領地亡所にいたすへからざる事、

と、所当の年貢以外の徴収を禁ずる法令を發布しているが、これが同二〇年頃になると、<sup>98)</sup>

一、在々所々御目付可<sup>レ</sup>遣之間、仕置悪御代官ハ可<sup>レ</sup>為<sup>ニ</sup>越度之条、手代等ニ至迄、前廉入念可<sup>ニ</sup>申付<sup>ニ</sup>事、

と、諸国代官に下命伝達し彼等の権限濫用に對し目付等の派遣による規制措置をとっているが、しかしこれ

ら上部権力の行使だけでは彼等の伝統的な恣意収奪の習性を回避し得ず、従つて次の段階では代官以下の地方支配における下部機構の確立によつて、下からの掣肘による彼等恣意の抑制を企図するに至るのである。

勿論、地方行政区画としての村落の形成は検地施行の当初から村切り、村役人の取立を行うことによつて押し進められ、一般百姓は五人組を結成されることによつて責任の連帯制と相互扶助を強制され<sup>99)</sup>、村中において欠落百姓が出た場合には他の百姓が惣作によつて村宛年貢額の完納を命ぜられるなど、幕府の農民支配における貫徹化政策は幕初から強行されたが、これらの推移と併行して村落の内部においてはその行政を預る名主と他百姓との間に収奪関係が生じたことも否めない事実である。

従つて幕府はこれらの対応策として同一九年八月の「覚<sup>100)</sup>」一九カ条では

一、年貢等勘定以下、代官・庄屋ニ小百姓立合可<sup>ニ</sup>相極<sup>ニ</sup>候、毎年其帳面ニ相違無<sup>レ</sup>之との判形為<sup>レ</sup>致置可<sup>レ</sup>申、何事によらず庄屋より小百姓共に非分申掛ざる様ニ堅

可<sub>レ</sub>申渡<sub>二</sub>事、

と、庄屋が小百姓に対して行う非分を防止するとともに、代官に対しては前掲の同二年正月一日付の八カ条の「覚<sub>書</sub>」で

一、毎年納方割付、惣百姓に不<sub>レ</sub>残見せ、為<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>加判、以来迄無<sub>二</sub>出入<sub>一</sub>様ニ可<sub>レ</sub>申付<sub>二</sub>事、

一、御年貢米入<sub>レ</sub>念、升目高下無<sub>レ</sub>之様可<sub>レ</sub>申付<sub>二</sub>事、

一、御年貢米御藏え納候節、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>念事、

附、船にて相越候所は、上乘・船頭私曲不<sub>レ</sub>仕様に可<sub>レ</sub>

被<sub>レ</sub>申<sub>二</sub>付<sub>一</sub>之、欠米おほく立、いらさる入用百姓に申掛、

不作法之儀於<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之は、穿鑿之上、曲事可<sub>レ</sub>申付<sub>二</sub>事、

一、御年貢納候庭帳に、其時之百姓に判形いたさせ、名

主方より小百姓前へ手形を出し、以来迄無<sub>二</sub>出入<sub>一</sub>様に

可<sub>レ</sub>仕、庭帳のとち目ことに手代押切印判いたし、重

て穿鑿可<sub>レ</sub>仕事、

と、年貢納入に関する詳細な規定を設け、各百姓に対する年貢の割付、或はその納入の庭帳等は惣百姓に加判をさせ名主より小百姓へ手形を出すことを令しているのである。

このことは云うまでもなくこの頃既に成立していた

年貢の村請制の実施に際して、年貢の個々の百姓に対する賦課額決定等において代官と村役人の不正がなされている一般的な事態に対して、これを惣百姓の加判や小百姓への手形発行という下からの抑制措置をとることによって否定しようとしたものである。

(注)

(1) 『大猷院殿御実紀』巻五十一（『国史大系』第四十巻、二八四頁）。

(2) 『大猷院殿御実紀』巻十六（『国史大系』第三十九巻、五〇〇頁）。

(3) 『大猷院殿御実紀』巻二十九（『国史大系』第三十九巻、六九三頁）。

(4) 『大猷院殿御実紀』巻二十九（『国史大系』第三十九巻、六九五頁）。

(5) 『大猷院殿御実紀』巻三十六（『国史大系』第四十巻、八〇頁）。

(6) 『大猷院殿御実紀』巻三十九（『国史大系』第四十巻、一九九頁）。

(7) 『大猷院殿御実紀』巻五十一（『国史大系』第四十巻、二八四頁）。尚、関東郡代の呼称については本文参照。

(8) 注(7)参照。

(9) 村上直氏「初期関東幕領における在地支配（下）一

伊奈郡代の開発地域を中心に！(『日本歴史』一八五号)。

(10) 村上氏、前掲論文より引用。

(11) 『大猷院殿御実紀』卷三十二(『国史大系』第四十卷、三二頁)。

(12) 『大猷院殿御実紀』卷三十五(『国史大系』第四十卷、六〇頁)。

(13) 村上氏、前掲論文。

(14) 『大猷院殿御実紀』卷五十六(『国史大系』第四十卷、三四—三五頁)。

(15) 『御当家令条』二八一号(『近世農政史料集』江戸幕府、法令上三四—三五頁)。尚、この法令は「寛永廿一年申」とあるのみで月日は未詳である。

(16) 安良城氏は前掲書一二〇頁で、大名領主が否定せんとした恣意とは「封建的生産様式と矛盾する」それであり、「封建的生産様式に抑々内在し、且つ、その特定の段階に特徴的に現われる『恣意』を否定せんとしているものでは決してなかった」と言われている。

(17) 『御触書寛保集成』一四頁。

(18) 寛永二〇年末三月発布の代官宛法令、(『御触書寛保集成』一三〇九号)。

(19)、(20) 例えば寛永一四年一〇月二六日付(『徳川禁令考』二七八〇号)、同一九年七月二九日付(『御当家令条』四五五号)など。(『近世農政史料集』江戸幕府、一六法令上)

頁、二五頁)。

(21) 『徳川禁令考』二七八四号(『近世農政史料集』江戸幕府、法令上二六頁)。

(22) 注(5)参照。

### むすびに代えて

幕府は封建貢租の基礎である農民の直接支配貫徹のために、代官の恣意的収奪を排除してこれを自らの統一的地方支配機構の中に組み込ませる政策をとりつゝ、一方では幕府の恣意の代理人として農民に非法を働くことを下からの掣肘によって否定しようとした。

かゝる上下からの規制措置が講じられた中で、代官はこれまでの如き精彩をもたない云わば封建徭租官僚としてその存在を限定されてゆくが、しかし農民側における下からの掣肘には一定の限界がありかゝる抑制の仕方では幕府の当初の意図が貫徹されたとは云い難い。

つまりこれまでに述べた如く、代官の統制によって彼等がこれまでに所持していた諸権限の多くはその上

部支配機構の中に吸収されて行ったが、代官の本来的な徴租任務それ自体は決して否定されていないのであるから、この基調の上に展開される恣意行為の規制を単に他に求めるだけでなしに、内部機構の面において先ず対応策がとられこれを体制的に確立する必要がある。

これが代官所下部の郷村支配機構の確立であり、更に具体的に云えば代官と名主等の村役人の間に位置して村落行政を代行する大庄屋制の採用である。

大庄屋制は加賀藩の十村制度<sup>(4)</sup>等によっても知れるように既に近世初頭より制度として採用した藩もいくつかあったようであるが<sup>(5)</sup>、先学の研究に依れば、彼等は代官所支配下の数カ村の年貢収納を請負っていたが村々の地方支配までは行わなかったと云われる<sup>(6)</sup>。

然らば大庄屋はその初期においては幕府の地方支配機構の下部組織の中には位置していなかったと云わねばならないが、周知の如く正徳三年に新井白石は幕令をもってこれを廃止するよう各代官に命じている。

この廃止に至る直接の契機は同元年における越後村

上領の農民四千名が大庄屋等の恣意的支配に抗して上訴したことによるが<sup>(7)</sup>、前の幕令<sup>(8)</sup>には、

一、国々により、大庄屋・割元惣代など、名付候て、一領一郡の事を承候輩を定置、其外又村限りの名主・庄屋等も在之、すへて此輩の給米等も過分ニ掛り候て、村方費も多く、又此輩の中御代官之手代・役人等と申合、末々の百姓難儀に及はせ候事とも多く在之由相聞候、自今以後ハ大庄屋・割元惣代之類一切に停止之、村限り之名主・庄屋・五人組を以其村之事を申付らるへし、若此類之輩なくしては難レ叶所も在之におみてハ、其子細を以て御勘定所え達し、差図に任せらるへき事、

と、その廃止の理由を明記しているから彼等大庄屋は地方支配の下部機構の中に牢固として存在したことが窺知される。

既往の研究によると、幕府は代官所内の村々をいくつかの組編成にして組村をつくり、その地方支配に大庄屋をあて、地方行政を代行させたことを記し、その歴史的時点を寛永期或はこれ以後に相当させて、こゝ

に代官↓大庄屋（組合村）↓名主（個別村落）↓五人組という縦断的な村落支配組織が成立したことを指摘している<sup>(6)</sup>。

このことはこれまでの分析で明らかにした幕府農政の推移と照応しているが、しかしこゝでは先学の業績を紹介するにとどめ自らの実証による展開は後日に譲ることにしたい。

（昭和四十八年九月稿）

（注）

- (1) 加賀藩の十村制度の成立については、慶長九年説、同一三年説、寛文元年説等あつて未だ定説を得ていないようである。（野島二郎氏「加賀藩の十村制度について」『日本歴史』一六五号）。
- (2) 児玉幸多著『近世農民生活史』（新稿版）一〇三頁。
- (3) 荒居英次著『幕藩制社会の展開過程』一六八頁。
- (4) 『折たく柴の記』巻中（『新井白石全集』第三、九四頁）。
- (5) 『御触書寛保集成』一三三四号（『近世農政史料集』一江戸幕府、一法令上、一二九頁）。
- (6) 北島氏、前掲書、三四三頁、荒居氏、前掲書、一六八頁。